

号」を「第一項第二十一号」に改め、同項に次の一号を加える。

四 前項第二号に掲げる場合 変更後の委託契約書の写し

第十六条第二項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 法第七条の二第二項に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 定款又はこれに準ずる定めを変更した場合

二 信用協同組合代理業に係る委託契約又は再委託契約書を変更した場合

三 銀行法第五十二条の五十一第一項の規定に基づき同項に規定する書類について、縦覧を開始した場

合

四 信用協同組合代理業に関する不祥事件が発生したことを知った場合

第十七条の二に次の二項を加える。

2 信用協同組合代理業者（外国に主たる営業所又は事務所を有するものを除く。以下この項及び次項に

おいて同じ。）は、銀行法第五十二条の三十七第一項の規定による申請書、信用協同組合代理業に関す

る報告書その他この府令に規定する書面（以下この項及び次項において「申請書等」という。）を金融

庁長官に提出する場合において、当該信用協同組合代理業者の主たる営業所又は事務所の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域（財務事務所の管轄区域を除く。）内にあるときは福岡財務支局長とし、当該所在地が財務事務所、小樽出張所又は北見出張所の管轄区域内にあるときは当該財務事務所長又は出張所長とする。）を経由して提出しなければならない。ただし、令第七条の二第四項の規定により金融庁長官が指定するものその他の金融庁長官が別に定めるものに係る申請書等については、この限りでない。

3 信用協同組合代理業者は、申請書等を財務局長又は福岡財務支局長に提出するときは、当該信用協同組合代理業者の主たる営業所又は事務所の所在地を管轄する財務事務所、小樽出張所又は北見出張所がある場合にあつては、当該財務事務所長又は出張所長を経由して提出しなければならない。

第十七条の二の次に次の一条を加える。

（信用協同組合代理業を行う外国の法人に係る特例）

第十七条の三 信用協同組合代理業を行う外国の法人（信用協同組合代理業を行おうとする外国の法人、信用協同組合代理業を行う外国の法人を設立しようとする者を含む。以下この条において同じ。）は

、当該信用協同組合代理業を行う外国の法人が銀行法第五十二条の三十七第二項第三号に規定する書類又はこの府令の規定により申請書又は届出書に添付して金融庁長官等に提出することとされる書類（以下この項及び次項において「添付書類」という。）については、当該添付書類に代えてこれに準ずるものを金融庁長官等に提出することができる。

2 信用協同組合代理業を行う外国の法人がその本国（当該信用協同組合代理業を行う外国の法人の設立に当たって準拠した法令を制定した国をいう。）の法令又は慣行その他の正当な事由により添付書類又は前項に規定するこれに準ずる書類（以下この項において「添付書類等」という。）のいずれをも金融庁長官等に提出することができない場合には、当該添付書類等は、金融庁長官等に提出することを要しない。

3 信用協同組合代理業を行う外国の法人に対するこの府令の規定の適用については、信用協同組合代理業を行う外国の法人の国内における主たる営業所又は事務所を主たる営業所又は事務所とみなす。

第十八条第一項中「信用協同組合等」の下に「又は信用協同組合代理業者」を、「規定による認可」の下に「又は銀行法第五十二条の四十二第一項の承認」を、「当該認可」の下に「又は承認」を加え、同条

第二項中「認可」の下に「又は銀行法第五十二条の四十二第一項の承認」を加える。

第十九条第一項中「認可」の下に「許可」を加える。

別表を別表第一とし、同表の次に次の二表を加える。

別表第二（第十五条の十六関係）

届出事項	記載事項	添付書類
<p>商号、名称又は氏名（以下この表において「商号等」という。）の変更</p>	<p>一 新商号等 二 旧商号等 三 変更年月日</p>	<p>一 理由書 二 法人であるときは、変更後の定款（これに準ずるものを含む。）及び株主総会（これに準ずる機関を含む。）の議事録 三 就任する役員に係る次に掲</p>
<p>役員の変更</p>	<p>一 変更があつた役員の氏名及び役職名 二 就任又は退任年月日</p>	<p>一 理由書 二 法人の登記事項証明書（これに準ずるものを含む。以下この表において同じ。） 三 就任する役員に係る次に掲</p>

<p>信用協同組合代理業を行う営業所又は事務所（以下この表において「営業所等」という。）の設置</p>	
<p>一 設置した営業所等の名称 二 所在地 三 設置した営業所等で行う信用協同組合代理業の業務の内容（所属信用協同組合の商号を含む）</p>	
<p>一 理由書 二 設置した営業所等の組織及び人員配置を記載した書面 三 設置した営業所等の付近見取図（近隣に所属信用協同組</p>	<p>げる書面 イ 履歴書 ロ 住民票の抄本又はこれに代わる書面 ハ 第十五条の十四第四号イからチまでのいずれにも該当しない者であることを誓約する書面</p>

	<p>営業所等の所在地の変更</p>
<p>。)  四 事業開始年月日  五 業務取扱時間及び休日</p>	<p>一 名称及び変更前の所在地  二 変更後の所在地  三 変更年月日  四 営業時間及び休日</p>
<p>合がある場合には、その距離を記載したもの。)  四 設置した営業所等の間取図（防犯カメラ、警備状況等の整備状況の記載を含む。)  五 顧客情報管理体制及び顧客の財産と信用協同組合代理業者の財産との分別管理体制を記載した書面</p>	<p>理由書</p>

営業所等の名称の変更	営業所等の廃止	所属信用協同組合の変更
一 変更前の名称及び所在地 二 変更後の名称 三 変更年月日	一 廃止した営業所等の名称及び所在地 二 廃止年月日	一 新たに所属信用協同組合から委託を受けることとなった場合 イ 当該所属信用協同組合の名
理由書	一 理由書 二 廃止までの日程を記載した書面（顧客情報管理の取扱い等を含む。） 三 廃止後の措置を記載した書面（顧客情報管理の取扱い等を含む。）	一 理由書 二 新たに所属信用協同組合から委託を受けることとなった



	<p>称</p> <p>ロ 当該委託を受けて信用協同組合代理業を行う営業所等の名称、所在地</p> <p>ハ 当該営業所等で行う信用協同組合代理業の業務の内容</p> <p>ニ 当該委託を受けた業務を開始する年月日</p> <p>二 新たに信用協同組合代理業再委託者から再委託を受けることとなった場合</p> <p>イ 所属信用協同組合の名称</p> <p>ロ 当該信用協同組合代理業再</p>	<p>場合には、当該委託契約書の写し</p> <p>三 新たに信用協同組合代理業再委託者から再委託を受けることとなった場合には、当該再委託に係る委託契約書の写し</p> <p>四 所属信用協同組合から委託を受けなくなった場合</p> <p>イ 業務廃止までの日程を記載した書面（顧客情報管理の取扱い等を含む。）</p> <p>ロ 業務廃止後の措置を記載</p>
--	---	--

	<p>委託者の商号、名称又は氏名</p> <p>ハ 当該再委託を受けて信用協同組合代理業を行う営業所等の名称、所在地</p> <p>ニ 当該営業所等で営む信用協同組合代理業の業務の内容</p> <p>ホ 当該再委託を受けた業務を開始する年月日</p> <p>三 所属信用協同組合から委託を受けなくなった場合</p> <p>イ 当該所属信用協同組合の商号</p> <p>ロ 当該所属信用協同組合のた</p>	<p>した書面（顧客情報管理の取扱い等を含む。）</p> <p>五 信用協同組合代理業再委託者からの再委託を受けなくなった場合</p> <p>イ 業務廃止までの日程を記載した書面（顧客情報管理の取扱い等を含む。）</p> <p>ロ 業務廃止後の措置を記載した書面（顧客情報管理の取扱い等を含む。）</p>
--	--	--

	<p>めに信用協同組合代理業の業務を行っていた営業所等の名称及び所在地</p> <p>ハ 業務を廃止した年月日</p> <p>四 信用協同組合代理業再委託者からの再委託を受けなくなった場合</p> <p>イ 所属信用協同組合の商号</p> <p>ロ 当該所属信用協同組合のために信用協同組合代理業の業務を行っていた営業所等の名称及び所在地</p> <p>ハ 当該信用協同組合代理業再</p>	
--	---	--

	<p>他に営む業務の種類の変更</p>	<p>信用協同組合代理業者である個人又は信用協同組合代理業者である法人の役員が常務に従事する他の法人の変更</p>
<p>委託者の商号等</p> <p>二 業務を廃止した年月日</p>	<p>一 開始又は廃止した業務の種類</p> <p>二 開始又は廃止年月日</p>	<p>一 新たに他の法人の常務に従事することとなった場合</p> <p>イ 当該他の法人の商号又は名称</p> <p>ロ 主たる営業所等の所在地</p> <p>ハ 業務の種類</p> <p>二 信用協同組合代理業者が法</p>
<p>一 理由書</p> <p>二 業務を開始する場合にあつては、当該業務の内容及び方法を記載した書面</p>	<p>理由書</p>	

	<p>人である場合は、新たに常務に に従事することとなった役員 の氏名</p> <p>ホ 変更年月日</p> <p>二 他の法人の常務に従事しない こととなった場合</p> <p>イ 当該他の法人の商号又は名 称</p> <p>ロ 当該他の法人の主たる営業 所等の所在地</p> <p>ハ 信用協同組合代理業者が法 人である場合は、当該他の法 人の常務に従事しないことと</p>	
--	---	--

<p>信用協同組合代理業者である個人が、総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有する法人等又は当該法人等の子法人等の変更</p>	
<p>一 当該法人等又は当該法人等の子法人等の商号又は名称</p> <p>二 当該法人等又は当該法人等の子法人等の主たる営業所等の所在地</p> <p>三 当該法人等又は当該法人等の</p>	<p>なつた役員の氏名</p> <p>三 現在常務に従事している他の法人の商号又は名称、主たる営業初頭の所在地及び業務の内容に変更があつた場合には、当該変更の内容</p> <p>四 変更年月日</p>
<p>理由書</p>	

	<p>信用協同組合代理業者である法人の子法人等又は当該子法人等の親法人等若しくは当該親法人等の子法人等の変更</p>
<p>子法人等の代表者の氏名</p> <p>四 当該法人等又は当該法人等の子法人等の業務の内容</p> <p>五 変更年月日</p>	<p>一 当該子法人等又は当該子法人等の親法人等若しくは当該親法人等の子法人等の商号又は名称</p> <p>二 当該子法人等又は当該子法人等の親法人等若しくは当該親法人等子法人等の主たる営業所等の所在地</p> <p>三 当該子法人等又は当該子法人等の親法人等若しくは当該親法人等</p>
	<p>理由書</p>

<p>信用協同組合代理業の業務の内</p>	<p>信用協同組合代理業者である法人の役員が営んでいる事業の変更</p>	
<p>一 変更の内容</p>	<p>一 新たに事業を行う場合には、当該事業の種類</p> <p>二 事業を廃止した場合には、廃止した事業の種類</p> <p>三 事業の内容を変更した場合には、当該変更の内容</p> <p>四 変更年月日</p>	<p>五 変更年月日</p> <p>人等子法人等の代表者の氏名</p> <p>四 当該子法人等又は当該子法人等の親法人等若しくは当該親法人等子法人等の業務の内容</p>
<p>一 理由書</p>		<p>理由書</p>



<p>容及び方法の変更</p>	<p>二 変更年月日</p>	<p>二 変更後の信用協同組合代理業の業務の内容及び方法を記載した書類</p> <p>三 信用協同組合代理業の業務の内容及び方法を記載した書類の変更箇所の新旧対照表</p>
-----------------	----------------	--

別表第三（第十五条の三十八関係）

届出事項	記載事項	添付書類
<p>信用協同組合代理業を廃止したとき</p>	<p>廃業年月日</p>	<p>一 理由書</p> <p>二 法人であるときは、信用協同組合代理業を廃止することを決定した株主総会（これに準ずる機関を含む。）の議事録</p> <p>三 廃業までの日程を記載した書面（顧客情報管理の取扱い等を含む。）</p> <p>四 廃業後の措置を記載した書面（顧客情報管理の取扱い等</p>

		を含む。)
分割により信用協同組合代理業の全部の承継をさせたとき	一 承継先の商号 二 分割年月日	一 理由書 二 分割契約書 三 承継会社の登記事項証明書 (これに準ずるものを含む。) 四 信用協同組合代理業の全部の承継をさせることを決定した株主総会又は取締役会(これらに準ずる機関を含む。以下この表において同じ。)の議事録 五 分割の手続を記載した書面

<p>信用協同組合代理業である個人 が死亡したとき</p>	<p>信用協同組合代理業の全部の譲渡をしたとき</p>
<p>死亡年月日</p>	<p>一 譲渡先の商号又は名称 二 譲渡年月日</p>
<p>一 当該信用協同組合代理業者である個人の除籍簿の謄本</p>	<p>一 理由書 二 譲渡契約書 三 法人の登記事項証明書（これに準ずるものを含む。以下この表において同じ。） 四 信用協同組合代理業の全部の譲渡をすることを決定した株主総会又は取締役会の議事録 五 事業譲渡の手続を記載した書面</p>

<p>信用協同組合代理業者である法人が合併により消滅したとき</p>		<p>一 合併の相手方の商号又は名称 二 合併年月日 三 合併の方法</p>		<p>二 信用協同組合代理業者である個人が死亡した後の措置を記載した書面（顧客情報管理の取扱い等を含む。）</p>
<p>信用協同組合代理業者である法人が破産手続開始の決定により解散したとき</p>	<p>一 破産手続開始の申立てを行った年月日 二 破産手続開始の決定を受けた</p>	<p>一 理由書 二 合併契約書 三 法人の登記事項証明書 四 合併することを決定した株主総会又は取締役会の議事録 五 合併の手続を記載した書面</p>	<p>一 裁判所が破産管財人を選定したことを証する書面 二 破産手続開始の決定後の措</p>	

<p>信用協同組合代理業者である法人が合併及び破産手続開始の決定以外の理由により解散したとき</p>	
	<p>年月日</p> <p>解散年月日</p>
<p>一 理由書</p> <p>二 清算人に係る登記事項証明書（これに準ずるものを含む。）</p> <p>三 清算人による解散後の措置を記載した書面（顧客情報管理の取扱い等を含む。）</p>	<p>置を記載した書面（顧客情報管理の取扱い等を含む。）</p>

別紙様式第一号2(5)中「(5) 事務所の状況」を「(5) 事務所等の状況」に改め、同様式2(5)イを次のように改める。

イ. 事務所数

区 分	前 年 度 末	当 年 度 末
	店 (うち出張所) ( )	店 (うち出張所) ( )
合 計		
店舗外現金自動設備		

(記載上の注意)

1. 信用協同組合代理業者が信用協同組合代理業を営む営業所又は事務所を除いて記載すること。
2. 適宜地域別等に区分して記載すること。

別紙様式第一号2(5)ロ記載上の注意を次のように改める。

(記載上の注意)

1. 信用協同組合代理業者が信用協同組合代理業を営む営業所又は事務所を除いて記載すること。
  2. 開設、廃止に区分して記載すること。
- 別紙様式第一号2(5)に次のように加える。

ハ. 信用協同組合代理業者数の推移

当 年 度 末	前 年 度 末

ニ. 当年度新規信用協同組合代理業者

氏名又は名称	主たる事務所の所在地	主要な他業務

(記載上の注意)



当年度に新規に許可を受けた信用協同組合代理業者について記載すること。

ホ. 信用協同組合代理業者が信用協同組合代理業を営む営業所又は事務所数の推移

	当年度末	前年度末
合計		

(記載上の注意)

適宜地区別に区分して記載すること。

へ. 当年度の信用協同組合代理業者が信用協同組合代理業を営む営業所又は事務所  
の開始・終了状況

信用協同組合	営業所又は	開始・終	

代理業者名	事務所名	了年月日	所在地	備考

(記載上の注意)

開設、廃止に区分して記載すること。

別紙様式第五号2(5)中「(5) 事務所の状況」を「(5) 事務所等の状況」に改め、同様式2(5)イを次のように改める。

イ. 事務所数

区分	前年度末	当年度末

	店（うち出張所） （ ）	店（うち出張所） （ ）
合 計		
店舗外現金自動設備		

（記載上の注意）

1. 信用協同組合代理業者が信用協同組合代理業を営む営業所又は事務所を除いて記載すること。
  2. 適宜地域別等に区分して記載すること。
- 別紙様式第五号2(5)ロ記載上の注意を次のように改める。

（記載上の注意）

1. 信用協同組合代理業者が信用協同組合代理業を営む営業所又は事務所を除いて記載すること。
2. 開設、廃止に区分して記載すること。

別紙様式第五号2(5)に次のように加える。

ハ. 信用協同組合代理業者数の推移

当 年 度 末	前 年 度 末

ニ. 当年度新規信用協同組合代理業者

氏名又は名称	主たる事務所の所在地	主要な他業務

(記載上の注意)

当年度に新規に許可を受けた信用協同組合代理業者について記載すること。

ホ. 信用協同組合代理業者が信用協同組合代理業を営む営業所又は事務所数の推

移

	当 年 度 末	前 年 度 末

合	計		

(記載上の注意)

適宜地区別に区分して記載すること。

へ. 当年度の信用協同組合代理業者が信用協同組合代理業を営む営業所又は事務

所の開始・終了状況

信用協同組合 代理業者名	営業所又は 事務所名	開始・終 了年月日	所 在 地	備 考


(記載上の注意)

開設、廃止に区分して記載すること。

別紙様式第九号第1の5Ⅱ中「ロ 冊務所」を「ロ 冊務所兼」に改め、同様式第1の5Ⅱ注を次のように改める。

(注) 1. 店舗外現金自動設備 店

2. 信用協同組合代理業者 業者

3. 信用協同組合代理業者が信用協同組合代理業を営む事務所 店

別紙様式第九号第1の5Ⅱ記載上の注意4を次のように改める。

4. 店舗外現金自動設備、信用協同組合代理業者及び信用協同組合代理業者が信用協同組合代理業を営む事務所については、その数を欄外に注記すること。

別紙様式第十号第1の5注を次のように改める。

(注) 1. 店舗外現金自動設備 店

2. 信用協同組合代理業者 業者

3. 信用協同組合代理業者が信用協同組合代理業を営む事務所 店

別紙様式第十号第1の5記載上の注意4を次のように改める。

4. 店舗外現金自動設備、信用協同組合代理業者及び信用協同組合代理業者が信用協同組合代理業を営む事務所については、その数を欄外に注記すること。

別紙様式第十号の二の次に次の四様式を加える。

別紙様式第十一号（第十五条の十一第六号及び第十五条の三十六第一項関係）

（日本工業規格A4）

財産に関する調書（年 月 日現在）

年 月 日

主たる事務所

の所在地

名 称

氏 名

	価 額	摘 要
資 産		
現金・預金		
有価証券		
未収入金		
貸付金		
土地		
建物		
備品		
権利		
貸倒引当金	△	
その他		
計 (A)		
負 債		
借入金		
未払金		
前受金		
その他		
計 (B)		
(A) - (B)		

（記載上の注意）

- 1 この調書は、許可申請者が個人である場合にのみ、記入すること。
- 2 単位は、千円とすること。当該単位未満は切り捨てること。
- 3 資産及び負債の価額については、原則として、取得価格（取得価格のないものにあつては、取得時における適正な評価価格）に基づき算出した、申請日の前年の12月31日における残高を記載すること。
- 4 有価証券の価額については、当該有価証券に時価がある場合にあつては、上記3にかかわらず、この調書を作成する日（以下「算出日」という。）に公表されている最終価格に基づき算出した価額を記載すること。
- 5 土地及び建物の価額については、上記3にかかわらず、算出日の適正な評価価格に基づき



算出した価額を記載すること。

なお、借入金により取得した居住用（事業所を兼ねる場合を含む。）の土地又は建物にあっては、次により計算した額を土地、建物及び借入金の価額として記載すること。

「土地」又は「建物」の価額＝

$$\begin{array}{l} \text{居住用の土地又は建物の} \\ \text{算出日の適正な評価価格} \times \frac{\text{取得時の自己資金}}{\text{取得時の借入金} + \text{取得時の自己資金}} \times \frac{\text{居住用面積}}{\text{居住用面積} + \text{事業用面積}} \\ \text{に基づき算出した価額} \end{array}$$

$$\begin{array}{l} \text{居住用の土地又は建物の} \\ + \text{算出日の適正な評価価格} \times \frac{\text{事業用面積}}{\text{居住用面積} + \text{事業用面積}} \\ \text{に基づき算出した価額} \end{array}$$

$$\text{「借入金」の価額} = \text{算出日の借入金の価額} \times \frac{\text{事業用面積}}{\text{居住用面積} + \text{事業用面積}}$$

- 6 貸倒引当金の価額については、所得税法に基づく計上限度額を記載すること。
- 7 「権利」とは、営業権、地上権、電話加入権、その他の無形固定資産をいう。

別紙様式第十二号（第十五条の十七関係）

20 cm 以上	30cm 以上
	信用協同組合代理業者許可票 信用協同組合代理業 許可番号 金融庁長官（ ） 第 号 （財務（支）局長）  （信用協同組合代理業者の商号、名称又は氏名）  （所属信用協同組合の名称）

（記載上の注意）

- 1 「所属信用協同組合の名称」には、所属信用協同組合（協同組合による金融事業に関する法律（以下「法」という。）第6条の3第3項に規定する所属信用協同組合をいう。）の名称を記載すること。二以上の所属信用協同組合があるときは、すべての所属信用協同組合の名称を記載すること。
- 2 法第6条の4に規定する信用組合等が信用協同組合代理業を行う場合にあつては、許可番号に代えて、同項の規定により信用協同組合代理業を行う者である旨を表示すること。
- 3 銀行法等の一部を改正する法律（平成17年法律第106号。以下「改正法」という。）附則第14条第1項の規定により改正法の施行日から起算して三月間、法第6条の3第1項の許可を受けず信用協同組合代理業を行うことができる者にあつては、「信用協同組合代理業者許可票」の文字を削り、許可番号に代えて、改正法附則第14条第1項の規定により法第6条の3第1項の許可の受けず信用協同組合代理業を行う者である旨を表示すること。

信用協同組合代理業に関する報告書

（ 年 月 日から  
年 月 日まで ）

年 月 日

主たる事務所

の所在地

名 称

氏 名

印

（記載上の注意）

本表中に記載する金額及び件数は、この表中で指定された単位で記載し、当該単位未満は切り捨てること。

- 1 許可年月日及び許可番号
- 2 信用協同組合代理業の概況

（記載上の注意）

直近の事業年度における銀行代理業の経過及び成果を記載すること。

- 3 所属信用協同組合等

所属信用協同組合名	信用協同組合 代理業再委託者名		信用協同組合代理業の業務の内容
	委託契約 年月日	再委託契 約年月日	

（記載上の注意）

- 1 「所属信用協同組合名」欄は、当期末現在における所属信用協同組合（協同組合による金融事業に関する法律（以下「法」いう。）第6条の3第3項に規定する所属信用協同組合をいう。以下同じ。）の名称を記載すること。
- 2 「信用協同組合代理業再委託者名」欄は、信用協同組合代理業再委託者（法第6条の5第1項において準用する銀行法第52条の58第2項に規定する信用協同組合代理業再委託者をいう。以下同じ。）の再委託を受けて信用協同組合代理業を行うときに限り、当該信用協同組合代理業再委託者の商号、名称又は氏名及び信用協同組合代理業の許可番号を記載すること。
- 3 「信用協同組合代理業の業務の内容」欄は、所属信用協同組合のために行う信用協同組合代理業の業務の内容を記載すること。
- 4 使用人の状況

	使用人
総 数	名

(記載上の注意)

- 1 本表は、当期末における信用協同組合代理業に従事する使用人について記載すること。
- 2 「使用人」欄は、臨時雇員及び嘱託を除く員数を記載すること。

5 事務所の状況

名 称	所 在 地	所 属 信 用 協 同 組 合 名	信 用 協 同 組 合 代 理 業 の 業 務 の 内 容

(記載上の注意)

- 1 「所属信用協同組合名」欄及び「信用協同組合代理業の業務の内容」欄は、事務所において複数の所属信用協同組合のために信用協同組合代理業を営むときは、当該所属信用協同組合ごとに記載すること。
- 2 適宜地区別に区分して記載すること。

6 信用協同組合代理業の実施状況

(1) 預金関係

①代理

(単位：千円、件)

所 属 信 用 協 同 組 合 名	流 動 性 預 金		う ち 当 座 預 金		定 期 性 預 金		合 計 (その他を含む。)	
	口 座 数	残 高	口 座 数	残 高	口 座 数	残 高	口 座 数	残 高
合 計								

(記載上の注意)

当期末における預金の口座数及び残高を所属信用協同組合ごとに記載すること。

②媒介

(単位：件)

所 属 信 用 協 同 組 合 名	流 動 性 預 金		定 期 性 預 金		合 計 (その他を含む。)	
	件 数	件 数	件 数	件 数	件 数	件 数
合 計						

(記載上の注意)

「件数」欄は、法第6条の3第2項第1号に規定する契約の締結の媒介行為を行ったもののうち、当期中に契約の締結に至った件数を所属信用協同組合ごとに記載すること。

(2) 貸出金関係

①代理

(単位：千円、件)

所属信用 協同組合名	消費者向け貸出金		事業者向け貸出金		合 計	
	件数	残高	件数	残高	件数	残高
合 計						

(記載上の注意)

当期末における貸出金の件数及び残高の合計額を所属信用協同組合ごとに記載すること。

②媒介

(単位：千円、件)

所属信用 協同組合名	消費者向け貸出金		事業者向け貸出金		合 計	
	件数	媒介額	件数	媒介額	件数	媒介額
			( )	( )		
			( )	( )		
合 計			( )	( )		

(記載上の注意)

- 1 当期中における法第6条の3第2項第2号に規定する契約の締結の媒介行為を行った件数及び媒介額を所属信用協同組合ごとに記載すること。
- 2 「件数」欄は、媒介行為を行ったもののうち、当期中に契約の締結に至った件数を記載すること。
- 3 「媒介金額」欄は、当期中に契約の締結に至ったものの契約時の貸付けの金額を記載すること。
- 4 「件数」及び「媒介額」欄の( )には、規格化された貸付商品(協同組合による金融事業に関する法律施行規則第15条の14第3号イ(1)に規定する規格化された貸付商品をいう。)の件数及び媒介額を内書すること。

(3) 為替取引関係

(単位：件)

所属信用 協同組合名	代 理	媒 介

合 計		
-----	--	--

(記載上の注意)

- 1 「代理」欄は、当期中における法第6条の3第2項第3号に規定する契約の締結の代理行為を行った契約件数を記載すること。
- 2 「媒介」欄は、当期中における法第6条の3第2項第3号に規定する契約の締結の媒介行為を行った契約件数を記載すること。

(4) 手数料の状況 (単位：千円)

所属信用 協同組合名	手数料
合 計	

(記載上の注意)

「手数料」欄は、当期中に所属信用協同組合（信用協同組合代理行再受託者（法第6条の5第1項において準用する銀行法第52条の58第2項に規定する信用協同組合代理業再受託者をいう。）にあっては、信用協同組合代理行再受託者）から得た信用協同組合代理業に係る手数料の金額を記載すること。

信用協同組合代理業に関する報告書

〔 年 月 日から  
年 月 日まで 〕

年 月 日

主たる営業所  
又は事務所の  
所在地  
商号又は名称  
代表者 氏 名 印

（記載上の注意）

本表中に記載する金額及び件数は、この表中で指定された単位で記載し、当該単位未滿は切り捨てること。

1 許可年月日及び許可番号

（記載上の注意）

協同組合による金融事業に関する法律（以下「法」いう。）第6条の4に規定する信用組合等が信用協同組合代理業を行う場合にあっては、許可年月日及び許可番号に代えて、同条の規定により信用協同組合代理業を行う者である旨を記載すること。

2 信用協同組合代理業の概況

（記載上の注意）

直近の事業年度における銀行代理業の経過及び成果を記載すること。

3 所属信用協同組合等

所属信用協同組合名	信用協同組合 代理業再委託者名		信用協同組合代理業の業務の内容
	委託契約 年月日	再委託契 約年月日	

（記載上の注意）

- 「所属信用協同組合名」欄は、当期末現在における所属信用協同組合（法第6条の3第3項に規定する所属信用協同組合をいう。以下同じ。）の名称を記載すること。
- 「信用協同組合代理業再委託者名」欄は、信用協同組合代理業再委託者（法第6条の5第1項において準用する銀行法第52条の58第2項に規定する信用協同組合代理業再委託者をいう。以下同じ。）の再委託を受けて信用協同組合代理業を行うときに限り、当該信用協同組合代理業再委託者の商号、名称又は氏名及び信用協同組合代理業の許可番号を記載すること。
- 「信用協同組合代理業の業務の内容」欄は、所属信用協同組合のために行う銀行代理業の業務の内容を記載すること。

4 役員及び使用人の状況

	役員		使用人	計
	名	うち非常勤 名		
総数	名	名	名	名

(記載上の注意)

- 1 本表は、当該期末における信用協同組合代理業に従事する役員及び使用人について記載すること。
- 2 「使用人」欄は、臨時雇員及び嘱託を除く員数を記載すること。

5 営業所又は事務所の状況

名称	所在地	使用人	所属信用協同組合名	信用協同組合代理業の業務の内容

(記載上の注意)

- 1 「所属信用協同組合名」欄及び「信用協同組合代理業の業務の内容」欄は、営業所又は事務所において複数の所属信用協同組合のために銀行代理業を営むときは、当該所属信用協同組合ごとに記載すること。
- 2 適宜地区別に区分して記載すること。

6 信用協同組合代理業の実施状況

(1) 預金関係

①代理

(単位：千円、件)

所属信用協同組合名	流動性預金				定期性預金		その他共合計	
			うち当座預金					
	口座数	残高	口座数	残高	口座数	残高	口座数	残高
合計								

(記載上の注意)

当該期末における預金の口座数及び残高を所属信用協同組合ごとに記載すること。

②媒介

(単位：件)

所属信用協同組合名	流動性預金		定期性預金	その他共合計
	件数	うち当座預金 件数		



合 計				
-----	--	--	--	--

(記載上の注意)

「件数」欄は、法第6条の3第2項第1号に規定する契約の締結の媒介行為を行ったもののうち、当期中に契約の締結に至った件数を所属信用協同組合ごとに記載すること。

(2) 貸出金関係

①代理

(単位：千円、件)

所属信用 協同組合名	消費者向け貸出金		事業者向け貸出金		合 計	
	件数	残高	件数	残高	件数	残高
合 計						

(記載上の注意)

当該期末における貸出金の件数及び残高の合計額を所属信用協同組合ごとに記載すること。

②媒介

(単位：千円、件)

所属信用 協同組合名	消費者向け貸出金		事業者向け貸出金		合 計	
	件数	媒介額	件数	媒介額	件数	媒介額
			( )	( )		
			( )	( )		
合 計			( )	( )		

(記載上の注意)

- 1 当期中における法第6条の3第2項第2号に規定する契約の締結の媒介行為を行った件数及び媒介額を所属信用協同組合ごとに記載すること。
- 2 「件数」欄は、媒介行為を行ったもののうち、当期中に契約の締結に至った件数を記載すること。
- 3 「媒介金額」欄は、当期中に契約の締結に至ったものの契約時の貸付けの金額を記載すること。
- 4 「件数」及び「媒介額」欄の( )には、規格化された貸付商品(協同組合による金融事業に関する法律施行規則第15条の14第3号イ(1)に規定する規格化された貸付商品をいう。)の件数及び媒介額を内書すること。

(3) 為替取引関係

(単位：件)

所属信用 協同組合名	代 理	媒 介

合 計		
-----	--	--

(記載上の注意)

- 1 「代理」欄は、当該期中における法第6条の3第2項第3号に規定する契約の締結の代理行為を行った契約件数を記載すること。
- 2 「媒介」欄は、当該期中における法第6条の3第2項第3号に規定する契約の締結の媒介行為を行った契約件数を記載すること。

(4) 手数料の状況 (単位：千円)

所属信用 協同組合名	手数料
合 計	

(記載上の注意)

「手数料」欄は、当該期中に所属信用協同組合（信用協同組合代理行再受託者（法第6条の5第1項において準用する銀行法第52条の58第2項に規定する信用協同組合代理業再受託者をいう。）にあつては、信用協同組合代理行再委託者）から得た信用協同組合代理業に係る手数料の金額を記載すること。

(保険業法施行規則の一部改正)

第十一条 保険業法施行規則(平成八年大蔵省令第五号)の一部を次のように改正する。

第五十一条第四号を同条第五号とし、同条第三号中「事務の代行」の下に「(前号に該当するものを除く。)」を加え、同号を同条第四号とし、同条第二号の次に次の一号を加える。

三 銀行代理業等(銀行法(昭和五十六年法律第五十九号)第二条第十四項に規定する銀行代理業、長期信用銀行法(昭和二十七年法律第八十七号)第十六条の五第二項に規定する長期信用銀行代理業、信用金庫法(昭和二十六年法律第二百三十八号)第八十五条の二第二項に規定する信用金庫代理業、労働金庫法(昭和二十八年法律第二百二十七号)第八十九条の三第二項に規定する労働金庫代理業、協同組合による金融事業に関する法律(昭和二十四年法律第八十三号)第六条の三第二項に規定する信用協同組合代理業、農業協同組合法(昭和二十二年法律第三百三十二号)第九十二条の二第二項に規定する特定信用事業代理業、水産業協同組合法(昭和二十三年法律第二百四十二号)第二百一一条の二第二項に規定する特定信用事業代理業及び農林中央金庫法(平成十三年法律第九十三号)第九十五条の二第二項に規定する農林中央金庫代理業をいう。第二百三十四条第一項第十八号において同

じ。)

第五十二条の八の二第三号中「(昭和二十七年法律第百八十七号)」を削り、同条第四号中「(昭和二十六年法律第百三十八号)」を削り、同条第七号中「(昭和二十八年法律第百二十七号)」を削る。

第五十二条の二十四第四項中「代理店」を「銀行代理業者等(銀行法第二条第十五項に規定する銀行代理業者、長期信用銀行法第十六条の五第三項に規定する長期信用銀行代理業者、信用金庫法第八十五条の二第三項に規定する信用金庫代理業者、労働金庫法第八十九条の三第三項に規定する労働金庫代理業者、協同組合による金融事業に関する法律第六条の三第三項に規定する信用協同組合代理業者、農業協同組合法第九十二条の二第三項に規定する特定信用事業代理業者、水産業協同組合法第二百一十一条の二第三項に規定する特定信用事業代理業者及び農林中央金庫法第九十五条の二第三項に規定する農林中央金庫代理業者をいう。第二百三十四条において同じ。)の営業所又は事務所」に改める。

第五十三条の十の次に次の一条を加える。

(委託業務の的確な遂行を確保するための措置)

第五十三条の十一 保険会社は、その業務を第三者に委託する場合には、当該業務の内容に応じ、次に掲

げる措置を講じなければならない。

一 当該業務を的確、公正かつ効率的に遂行することができる能力を有する者に委託するための措置

二 当該業務の委託を受けた者（以下この条において「受託者」という。）における当該業務の実施状況を、定期的に又は必要に応じて確認すること等により、受託者が当該業務を的確に遂行しているかを検証し、必要に応じて改善させる等、受託者に対する必要かつ適切な監督等を行うための措置

三 受託者が行う当該業務に係る顧客からの苦情を適切かつ迅速に処理するために必要な措置

四 受託者が当該業務を適切に行うことができない事態が生じた場合には、他の適切な第三者に当該業務を速やかに委託する等、保険契約者等の保護に支障が生じること等を防止するための措置

五 保険会社の業務の健全かつ適切な運営を確保し、保険契約者等の保護を図るため必要がある場合には、当該委託に係る契約の変更又は解除をする等必要な措置を講ずるための措置

第五十六条第一項第一号中「又はその子会社」を「、その子会社又は第三項各号に掲げる者」に改め、

同条第八項中「第五項」を「第六項」に改め、同項を同条第九項とし、同条第七項中「又はその子会社」

を「、その子会社又は第三項各号に掲げる者」に改め、同項を同条第八項とし、同条第三項から第六項ま

でを一項ずつ繰り下げ、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 法第百六条第一項第十二号本文に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 当該保険会社の保険持株特定保険子会社（当該保険会社を子会社とする保険持株会社の子会社（法第二百七十一条の二十二第一項第一号、第二号又は第八号に掲げる会社に限り、当該保険会社及びその特定保険子会社（当該保険会社の子会社のうち、法第百六条第一項第一号、第二号又は第八号に掲げる会社をいう。以下次号及び第四号において同じ。）を除く。）をいう。第四号において同じ。）

二 当該保険会社の保険会社集団（当該保険会社及びその子会社の集団又は当該保険会社の特定保険子会社及び当該保険会社の特定保険子会社以外の子会社の集団をいう。第四号及び第二百十条の七第一項第二号において同じ。）

三 当該保険会社の保険持株会社集団（当該保険会社を子会社とする保険持株会社の二以上の子会社の集団又は当該保険持株会社及びその子会社の集団のうち、法第二百七十一条の二十二第一項第一号、第二号又は第八号に掲げる会社を含むものに限り、前号に掲げるものを除いたものをいう。次号及び第二百十条の七第一項第二号において同じ。）

四 当該保険会社又はその特定保険子会社、保険持株特定保険子会社、保険会社集団若しくは保険持株会社集団及び他の保険会社又はその保険会社集団若しくは保険持株会社集団

第五十六条の二第二項第十三号中「行うもの」の下に「(第三十四号から第三十四号の三までに該当するものを除く。)」を加え、同項第三十四号を次のように改める。

三十四 銀行、長期信用銀行又は信用金庫、信用協同組合若しくは労働金庫(これらの法人をもって組織する連合会を含む。)の業務(第四十一号に該当するものを除く。)の代理又は媒介

第五十六条の二第二項第三十四号の次に次の二号を加える。

三十四の二 農業協同組合若しくは農業協同組合連合会が行う農業協同組合法第十一条第二項に規定する信用事業(第四十一号に該当するものを除く。)、漁業協同組合若しくは漁業協同組合連合会若しくは水産加工業協同組合若しくは水産加工業協同組合連合会が行う水産業協同組合法第十一条の四第二項に規定する信用事業(第四十一号に該当するものを除く。)(又は農林中央金庫の業務(第四十一号に該当するものを除く。))の代理又は媒介

三十四の三 銀行業を営む外国の会社の業務の代理又は媒介(国内において営む場合にあっては、有価

証券の保護預り、顧客からの指図に基づく有価証券の取引に関する決済、当該保管している有価証券に係る利金等の授受、指図に基づく当該保管している有価証券の第三者への貸付け若しくは当該保管している有価証券の指図に基づく権利の行使又はこれらに附帯する業務の媒介に限る。）

第五十六条の二第二項第三十五号中「(昭和二十七年法律第百八十七号)」を削り、同条第四項第一号中「及び同項第三十五号」を「から第三十五号まで」に改める。

第五十八条の二に次の一号を加える。

十一 保険会社又はその子会社の取引先である会社との間の合理的な経営改善のための計画に基づき取得した当該会社の発行する株式を当該会社の経営の状況の改善に伴い相当の期間内に処分するために必要な当該株式の転換（第五号に掲げる事由に該当するものを除く。）その他の合理的な理由があることについてあらかじめ金融庁長官の承認を受けた場合

第五十八条の二に次の二項を加える。

2 前項第十一号の承認を受けようとするときは、承認申請書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官に提出しなければならない。



一 理由書

二 当該承認に係る国内の会社の商号及び業務の内容を記載した書面

三 当該承認に係る国内の会社の議決権のうちその基準議決権数を超えて取得し、又は保有することとなつた部分の議決権の処分の方法に関する方針を記載した書類

四 その他次項に規定する審査をするため参考となるべき事項を記載した書類

3 金融庁長官は、前項の規定による承認の申請があつたときは、当該申請をした保険会社が基準議決権数を超えて議決権を所有し、又は保有することについて合理的な理由があるかどうか及び提出される基準議決権数を超えて取得し、又は保有することとなつた部分の議決権の処分の方法に関する方針が妥当なものであるかどうかを審査するものとする。

第二百五条第二項第一号中「五日（」の下に「日曜日及び」を加える。

第二百十條の七第九項中「第五項」を「第六項」に改め、同項を同条第十項とし、同条第八項中「又はその子会社」を「、その子会社又は第一項各号に掲げる者」に改め、同項第一号中「第三十四号及び第三十五号」を「第三十四号から第三十五号まで」に改め、同項第二号及び第六号中「第三十四号、第三十五

号」を「第三十四号から第三十五号まで」に改め、同項を同条第九項とし、同条第四項から第七項までを一項ずつ繰り下げ、同条第三項中「第五十六条第三項」を「第五十六条第四項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項を同条第三項とし、同条第一項を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

法第二百七十一条の二十二第一項第十二号本文に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 当該保険持株会社の保険持株会社集団（当該保険持株会社の二以上の子会社の集団又は当該保険持株会社及びその子会社の集団のうち、法第二百七十一条の二十二第一項第一号、第二号又は第八号に掲げる会社を含むものをいう。次号において同じ。）

二 当該保険持株会社の保険持株会社集団及び保険会社（当該保険持株会社の子会社である保険会社を除く。）若しくはその保険会社集団若しくは保険持株会社集団又は他の保険持株会社の保険持株会社集団

第二百十一条の二十八第一号中「（昭和二十二年法律第百三十二号）」を削り、同条第二号中「（昭和